（損傷を生じない一枚板構造の浮き蓋とする特定屋外タンク）

第六十八条の十の三　省令第五十五条第三項第一号イ(3)の告示で定める浮き蓋付きの特定屋外タンクは、第六十八条の九の二に規定するものとする。この場合において、同条中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

（浮き蓋に作用する荷重等）

第六十八条の十の四　省令第五十五条第三項第一号イ(3)の告示で定める液面揺動により損傷を生じない構造は、第六十八条の九の三の規定の例によるものとする。この場合において、同条中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

（浮き蓋の溶接方法）

第六十八条の十の五　省令第五十五条第三項第一号イ(4)の告示で定める溶接方法は、第六十八条の十第一号ハの規定の例によるものとする。この場合において、同号ハ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

（浮き蓋の浮き室に設けるマンホール）

第六十八条の十の六　省令第五十五条第三項第一号イ(5)の告示で定めるマンホールは、第六十八条の十第一号ホ（水の滞留がある場合に係る部分を除く。）の規定の例によるものとする。この場合において、同号ホ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

（簡易フロート型の浮き蓋の浮力を有する構造）

第六十八条の十の七　省令第五十五条第三項第一号ハ(1)の告示で定める浮力を有する構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　浮き蓋の浮き部分が有する浮力は、浮き蓋の重量の二倍以上であること。

二　浮き蓋の浮き部分のうち二つが破損した場合における浮力が、浮き蓋の重量以上であること。

三　前二号の浮き蓋の浮力計算において貯蔵する危険物の比重が〇・七以上であるときは、当該比重を〇・七として計算するものとすること。

（損傷を生じない構造の簡易フロート型の浮き蓋とする特定屋外タンク）

第六十八条の十の八　省令第五十五条第三項第一号ニただし書の告示で定める浮き蓋付きの特定屋外タンクは、次の各号に掲げるものとする。

一　第六十八条の七第二項第二号の二に規定するν_5が一・〇となるもの。

二　タンクの内径が三十メートル以上となるもの。

第六十八条の十二第四項中「及びノズル」を「、浮き蓋の総体、ノズル」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示第六十八条の十の次に七条を加える改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

○法務省告示第五百七十三号

平成十六年法務省告示第百五十三号（法務省における電子情報処理組織を使用して行うことができる関係行政機関の所管する法令の規定に基づく行政手続等を定める件）は、平成二十四年一月六日限り廃止する。ただし、同日までに法務省に到達した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等であってこの告示による廃止前の平成十六年法務省告示第百五十三号の規定により行われたもの及び情報通信技術利用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等であって当該申請等に関するものに係る手続等については、同月三十一日までの間は、本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十三年十二月二十一日

法務大臣　平岡　秀夫

○外務省告示第四百七号

日本国政府は、平成十八年一月二十七日にジュネーブで作成された「二千六年の国際熱帯木材協定」の受諾書を平成十九年八月三十一日に国際連合事務総長に寄託していたところ、同協定は、その第三十九条1の規定に従い、平成二十三年十二月七日に効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、平成二十三年十二月七日現在、次のとおりである。（※印は、同協定を暫定的に適用している国を示す。）

アルバニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、ベルギー王国（※）、ベナン共和国、ブルガリア共和国、カンボジア王国、カメルーン共和国、カナダ、中華人民共和国、コンゴ共和国、コートジボワール共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク王国、エクアドル共和国、エストニア共和国、フィジー諸島共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、ガイアナ共和国、ホンジュラス共和国、インド、インドネシア共和国、アイルランド、イタリア共和国、日本国、ラトビア共和国、リベリア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マレーシア、マリ共和国、マルタ共和国、メキシコ合衆国、ミャンマー連邦、オランダ王国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、パプアニューギニア独立国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、大韓民国、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、トーゴ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、欧州連合（※）

平成二十三年十二月二十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

○厚生労働省告示第四百六十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百五十号）の一部の施行に伴い、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第二十九条の四第一項及び第二十九条の五の規定に基づき、平成五年労働省告示第五号（職業能力開発促進法施行規則第二十九条の四第一項の規定に基づく職業訓練を無料とする求職者）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

職業能力開発促進法施行規則第二十九条の四第一項及び第二十九条の五の規定に基づく職業訓練を無料とする求職者

本文中「第二十九条の四第一項」の下に「及び第二十九条の五」を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）